



資料1－3
(27.4.24)

規制改革会議
第11回投資促進等ワーキング・グループ

防爆構造電気機械器具における 安全の確保について

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課

平成27年4月24日

労働安全衛生法令における 防爆構造電気機械器具に対する規制の概要①

労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)

- 防爆構造電気機械器具 (防爆機器) を取り扱う労働者に危険が生じないように、国が一定の規格 (※) を定め、この規格を満たさないものの譲渡、貸与及び設置を禁止。 【第42条】

(※) 電気機械器具防爆構造規格 (昭和44年労働省告示第16号。以下「防爆規格」。)

- 防爆機器を使用するに当たっては、労働安全衛生法に基づく登録を受けた検定機関 (登録型式検定機関) による型式検定に合格することが必要である。 【第44条の2】

労働安全衛生法令における 防爆構造電気機械器具に対する規制の概要②

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

（通風等による爆発又は火災の防止）

第261条 事業者は、引火性の物の蒸気、可燃性ガス又は可燃性の粉じんが存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所については、当該蒸気、ガス又は粉じんによる爆発又は火災を防止するため、通風、換気、除じん等の措置を講じなければならない。

（爆発の危険のある場所で使用する電気機械器具）

第280条 事業者は、第261条の場所のうち、同条の措置を講じても、なお、引火性の物の蒸気又は可燃性ガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所において電気機械器具（略）を使用するときは、当該蒸気又はガスに対しその種類及び爆発の危険のある濃度に達するおそれに応じた防爆性能を有する防爆構造電気機械器具でなければ、使用してはならない。

2 （略）

労働安全衛生法令における 防爆構造電気機械器具に対する規制の概要③

国際規格に基づき製造されたものであって、国際電気標準会議の規格 (IEC規格) に沿った基準に適合すると型式検定において認められたものは、防爆規格に適合するものとみなされる。

【防爆規格と型式検定のイメージ】

我が国の防爆規格に基づく型式検定

IEC規格に沿った基準に基づく型式検定

適合

適合

いずれも、型式検定に合格したものととして使用等が可能

※ 検定を受ける段階でどちらの基準により検定を受けるか選択可能。

○厚生労働大臣によって指定された外国検査機関が作成した基準等適合証明書は、型式検定に活用することが可能。

○外国に立地する登録型式検定機関による型式検定を活用することが可能。(平成27年6月以降)

【要望項目名】 海外防爆品の受け入れ (IEC規格との整合)

- ① IEC規格は各国の防爆規格のベースとなっている重要な規格であり、日本の防爆規格をIEC規格に合致させることは極めて重要です。日本の防爆規格の一部についてIEC規格と違いがあるため、速やかに合致させるよう対応願います。

【厚生労働省の考え方】

- 防爆規格においては、現在も、国際的に標準化された規格であるIEC規格に沿った基準により、防爆規格に適合する防爆機器と同等以上の防爆性能を有すると認められるものは、防爆規格に適合するものとして取り扱うことができることとされています。
- このため、当該基準により型式検定に合格したものは、改めて防爆規格の基準により型式検定を受ける必要はありません。

【要望項目名】海外防爆品の受け入れ (ATEX規格)

- ② EUで適用されているATEX指令は、EN規格に基づいておりEN規格はIEC規格と整合していることから、IEC規格を満足しているといえます。また、ATEX指令の認証機関は、EU各国から適格な認証機関としてEU本部に通知された機関であり、十分な信頼性を有している機関といえます。従って、ATEX認証品は日本での型式検定品と同等の安全レベルを有しているといえるので、ATEX認証品については日本での型式検定を受けなくとも使用できるよう措置願います。

【厚生労働省の考え方】

- 防爆機器の規格は、各国・地域によって異なる規格が定められているため、海外の規格に従って海外の機関で認証を受けたものであっても、防爆機器の不備による労働災害を防止する観点から、日本に輸入される際には、型式検定により防爆規格又はIEC規格に沿った基準に適合していることを確認する必要があります。
- なお、現行でも、以下の仕組みを活用していただくことで、防爆機器の安全性を担保しつつ、輸入者の負担を軽減し、利便を図ることが可能であると考えています。
 - ・ 「指定外国検査機関」制度により、一部の実機の検査を省略した簡易迅速な検定を受けることができること
 - ・ 平成27年6月以降は、外国の検定機関も登録型式検定機関として登録を受けることができることとなる予定であり、当該外国機関が実施する型式検定に合格した場合には、輸入時に改めて検定を受ける必要がなくなること

(参考) 指定外国検査機関制度と外国立地検査・検定機関制度

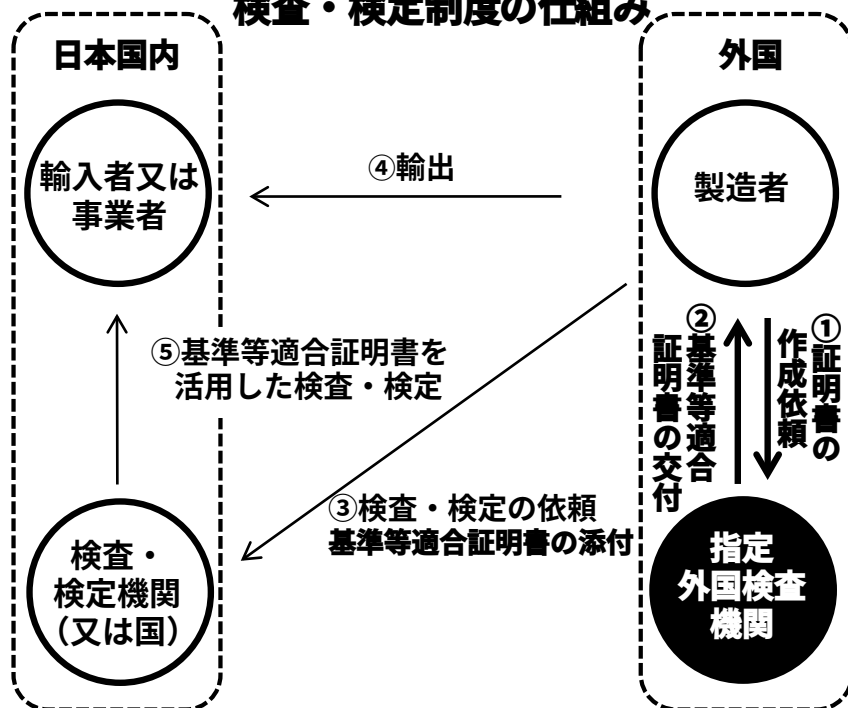
○ 指定外国検査機関制度

- 「指定外国検査機関」は、外国において、機械等の検査を行う機関として外国政府機関より指定等を受けている機関のうち、厚生労働大臣が指定したもの。
- 指定外国検査機関は、外国で製造された労働安全衛生法の検査・検定制度の対象機械等についてその構造や強度計算方法等について確認を行い、同法が定める基準（規格）に適合することを明らかにする書面（基準等適合証明書）を作成する。
- 当該外国で製造された機械等を日本に輸入等する場合には、労働安全衛生法に基づく検査・検定を受ける必要があるが、基準等適合証明書を添付することにより、検査・検定を迅速化・簡略化することが可能となる仕組み。

○ 外国立地検査・検定機関制度（平成27年6月1日施行）

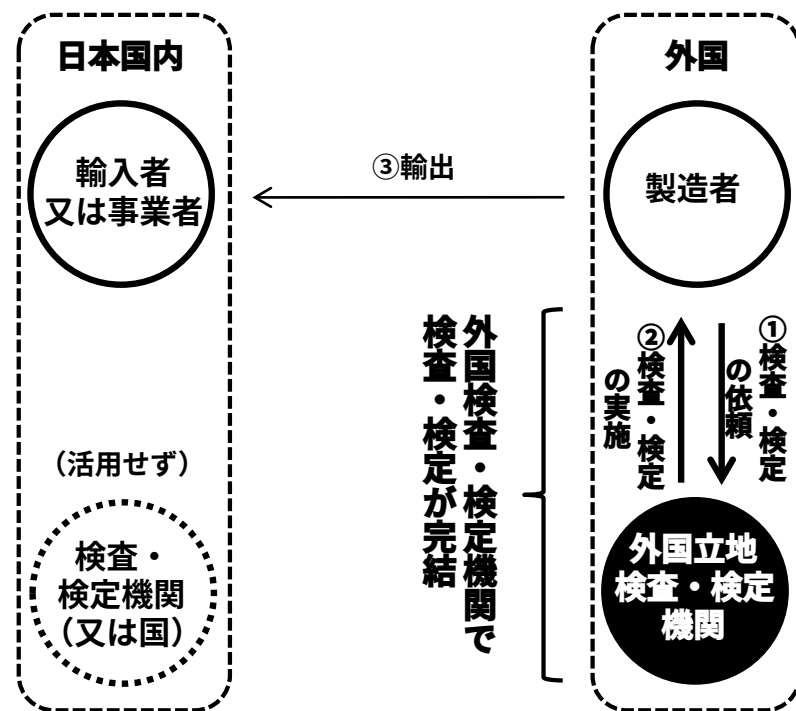
- 労働安全衛生法に基づく検査・検定機関として、外国に立地する検査検定機関の登録を認めるもの。
- 指定外国検査機関制度とは異なり、労働安全衛生法の登録を受けた外国立地検査・検定機関が検査・検定を行っている機械等は、日本への輸入等の段階において、国内機関の検査・検定を受ける必要はない。

指定外国検査機関を活用した 検査・検定制度の仕組み



外国製造者が検査・検定の申請者の場合

外国立地検査・検定機関制度の仕組み



外国製造者が検査・検定の申請者の場合